外貨積立サービス規定

1. 【外貨積立サービス】

- (1)外貨積立サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、あらかじめお申し込みいただいた条件にてスターワン口座の円普通預金口座 (以下、「引落口座」といいます。)から引き落しを行い、引落金額を当行所定の外国為替相場でご指定いただいた通貨(以下「対象通貨」といいます。)に換算した外貨額を、スターワン口座の対象通貨の外貨普通預金口座(以下「外貨普通預金口座」といいます。)へ預け入れ(以下、「積立」といいます。)するサービスです。
- (2)本サービスのご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、対象通貨、積立日、積立金額(円金額)および引落口座等を届け出るものとします。なお引落口座と外貨普通預金口座は、同一支店かつ同一名義人であるものとします。
- (3)当行は指定された積立日に指定された積立金額を引落口座より引き落しのうえ、当行所定の外国為替相場で対象通貨に換算した外貨額を 外貨普通預金口座に預け入れします。なお、本サービスによる引き落しのほかに、積立日当日に引落口座より引き落としが行われる場合、その いずれを優先するかは当行の任意とします。

2.【精立】

- (1)対象通貨、積立日、積立金額(円貨額)および引落口座等は、あらかじめお申し込みいただいた条件のとおりにします。
- (2)積立金額は、あらかじめ定められた円貨額でご指定いただきます。1,000円以上5,000,000円以下の金額を1,000円単位でご指定ください。
- (3)引落口座からの引き落しについては、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出は不要なものとして取り扱います。
- (4)積立は毎月1回行い、毎月6・16・26日のうち指定された日付に積立を行います。積立日が土・日・祝日・その他マーケット都合による休場日 など当行が設定する日(以下、積立不能日といいます。)の場合は原則として、以下のとおり取り扱います。
 - ・積立不能日の翌日(翌日も積立不能日の場合は、その日の直後の積立不能日でない日)に積み立てるものとします。
 - ・積立日が存在しない場合は積立日の翌日(翌日が積立不能の場合は、その日の直後の積立不能日でない日)に積み立てるものとします。
 - なお、初回の積立は、お申し込みを受け、当行が積立サービスのお手続きを行った日(契約日)の属する月の翌月の指定日からとなります。
- (5)積立日に次のいずれかに該当するときには、積立を行いません。なお積立を行わない場合、事前の通知はいたしません。また、積立資金の充当が 3回以上連続で行えなかった場合は、当行は、通知なく当該取引を解約できるものとします。
 - ①当行所定の引落処理時に、引落口座の残高が積立金額に満たない場合(積立日当日に引落口座に入金があった場合であっても、引落処理後に 入金となった場合には、再度の引落処理はいたしません。)
 - ②引落口座が当座貸越の可能な普通預金口座で、口座引き落しに際し、引き落し後の引落口座のお預かり残高が0円未満となる場合
 - ③各国政策、金融情勢、災害、事変およびその他諸般の状況の急激な変更等が生じた場合
 - ④その他やむを得ない事情により本サービスの提供が困難な場合

3. 【金利】

本サービスをご利用の外貨普通預金については、当行所定の金利を適用するものとします。

4. 【サービスの変更】

積立日、積立金額(円貨額)の変更が可能です。変更はお手続日の翌月の積立分からとなります。ご契約中の本サービスと同一通貨につき新たに本サービスのお申し込みがなされた場合には、そのお申込内容への変更の申し込みがあったものとして取り扱います。なお、同日中に異なる受付チャネルより同一通貨の本サービスのお申し込み(変更のお申し込みを含む。)が複数あった場合には、その先後にかかわらず、インターネット、店頭、テレホンバンクの順に優先します。

5. 【サービスの解約】

- (1)本サービスの解約(積立の中止)は、積立通貨ごとの解約となります。当行所定の手続きにてお申し出いただくことにより、原則お手続日の翌月の解約となります(お手続き当月分の積立はなされます。)。ただし、外貨の入金先である外貨普通預金口座を解約する場合には本サービスは自動的に解約されます。なお一度解約したサービスの再開はできません。
- (2)本サービスは、解約のお申し出のない限り、お申し込みいただいた条件によるお取り扱いを継続いたします。
- (3)次のひとつにでも該当した場合には、前記(1)の手続きによらず、当行は本サービスを解約することができるものとします。
 - ①引落口座または外貨普通預金口座が解約された場合
 - ②本規定に違反した場合
 - ③本サービス申込時の申告に虚偽があった場合
 - ④仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送された場合
 - ⑤引落口座名義人について、相続の開始があった場合
 - ⑥預金口座取引の制限もしくは停止、または預金口座が解約された場合
 - ⑦その他、当行が相当と認める事象が発生した場合
- (4)各国政策、金融情勢、災害、事変およびその他諸般の状況の急激な変更等が生じ、かつ当行が長期的にその改善が見込めないと判断した場合、 前記(1)の手続きによらず、当行は本サービスを中止することができるものとします。
- (5)本サービスは、利用者に通知の上、変更または終了できるものとします。

6. 【規定等の適用】

本サービスの利用にあたっては、本規定に加え、スターワン取引総合規定、各預金規定およびその他のサービス規定により取り扱います。なお本契約終了後も、各預金およびサービスについては各々の規定により取り扱います。

7. 【本規定の変更等】

当行は、本規定の内容を必要に応じて民法548条の4の規定に基づき改定することがあります。本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。